

第57回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 令和4年4月18日（月） 午後1時30分から午後3時10分まで
- 2 場 所 長野県庁3階 特別会議室
- 3 出席者
（委員） 有吉委員、岩井委員、中嶋委員、中村委員、松江委員
（事務局） 重野課長、大草企画幹、池田主査、荻原主事、堀内主事
- 4 議 題
 - （1） 会長選出、会長職務代理者の指名
 - （2） 意見聴取案件について
 - （3） その他
- 5 経 過
 - （1） 4月12日（火） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
 - （2） 4月18日（月） 審議会の開催（別紙のとおり）
 - （3） 4月19日（水） 意見聴取案件の審議結果を実施機関へ通知

1 開会

2 会長選出及び会長職務代理者の指名について

- 委員自己紹介
- 長野県個人情報保護運営審議会規則第2条第1項の規定により、委員の互選で中村委員を会長に選出
- 同条第3項の規定により、会長が中野委員を会長職務代理者に指名

3 意見聴取案件について

会 長： それでは審議に入りたいと思います。新規意見聴取案件一覧表1ページ、番号1番の「総合政策課」から番号63番の「食品・生活衛生課」の案件について事務局からご説明をお願いします。

事務局：（説明 番号1～63番）

会 長： ありがとうございます。何かご意見・ご質問はございますか。

委員： （意見、質問なし）

会 長： 続いて新規意見聴取案件一覧表5ページ、番号64番の「労働雇用課」から追加案件の番号121番の「人権・男女共同参画課」の案件まで事務局からご説明をお願いします。

事務局：（説明 番号64～121番）

会 長： ありがとうございます。何かご意見・ご質問はございませんか。〇〇委員どうぞ。

委 員： 案件一覧表67ページで、「要配慮個人情報の収集の根拠」の欄ですが、条例第4条第8項第1号ではないでしょうか。

事 務 局： ご指摘のとおりでございます。

委 員： それから、案件一覧表73、74ページの「収集方法」の欄の「本人以外」の根拠の欄ですが、これも長野県個人情報保護条例第4条第3項第4号ではないでしょうか。条例第4条第3項第6号該当で正しいですか。

事 務 局： 出版、報道等により公にされたものから収集する場合ですので、第6号に該当します。

委員： すみません。条例第4条第3項第6号で間違っておりませんでした。

会長： 案件一覧表67ページの「要配慮個人情報の収集の根拠」の欄は条例第4条第8項第1号に訂正するという事によろしいですか。

事務局： ご指摘のとおり訂正します。

会長： 他に何かお気づきの点はございますか。

委員： （意見、質問なし）

会長： 先ほどの委員からのご指摘を修正するという事で、他は特に意見があった案件はないという取り扱いでよろしいでしょうか。

委員： （意見、質問なし）

会長： それでは全件適当という意見をつけさせていただきます。よろしく願います。それでは本日の意見聴取案件の審議は全て終了とさせていただきます。

4 その他

会長： 続きまして、議事のその他に入らせていただきます。前回、審議会事務局から個人情報保護法の改正の概要について説明があったかと思いますが、その後の状況や検討課題等を事務局からご説明をお願いします。

事務局： （資料により説明）

会長： ありがとうございます。個人情報保護法の改正の対応に関して、内容が多岐にわたって複雑なものでありますので、本日の概略の説明で十分な理解はいただけていないと思いますが、今後さらにこれに対する県の対応策について追って説明していただき、そのうえで議論をさせていただくという形になろうかと思いますが、本日の段階で委員の方々からお気づきの点、ご意見ご質問等ございますか。〇〇委員どうぞ。

委員： 改正法における一元的で効率的な取扱いの方法などについてのいろいろな書籍等も出ておりますが、書籍であっても結構ですので、改正法の参考資料等ございましたら、随時情報提供いただければと思います。

会 長： 条例で定めた保護水準が低下してしまう部分について、法で許容されている範囲内で、具体的に条例で補完できる範囲はどのくらいまでなのか、法律で一元化されているのでやむを得ない部分もあると思うのですが、長野県としての個人情報保護の施策でもありますので、どう整理していくのかというところでご意見いただく形になろうかと思いますが、今回は、長野県としてこのようにしたいという案をご提示していただけるのですか。

事務局： はい。

会 長： 次回期日を決めていただくことになるのですが、次回期日前に事前に提供していただけるのですか。それとも、次回期日に提案になりますか。スケジュールが決まる前にお伺いします。

事務局： 次回期日の1週間前を目安に事前にご提供するようにいたします。

会 長： わかりました。それと〇〇委員の方から参考資料等ございましたら、随時ご提供いただくという希望もございますのでご配慮ください。それでは、今回はそのような検討をするやり方で、ご意見をいただく機会を持たせていただきたいと思います。日程はどうでしょうか。

(日程調整)

会 長： 今回は6月13日月曜日13時30分から15時30分まで、次々回は7月25日月曜日13時30分から15時30分までということですのでよろしく願いいたします。他に何かございますか。

委員： (意見、質問なし)

会 長： これで第57回個人情報保護運営審議会を終了とさせていただきます。